

解体撤去工事における事故・トラブル等についての 事業部会等への速報を含めた報告ルールの方定

1. 操業におけるトラブル等についての速報を含む連絡・公表ルール

事故やトラブルについては、事業開始当初から個々のケースに応じて、事業部会や監視委員会、地元自治体、環境省等へ速報を含め報告等を実施してきたところである。平成19年度には、その経験等を整理、体系化して全社的な連絡・公表ルールとして別添資料1の「PCB処理事業環境安全異常事態等発生時の連絡・公表要領」及び別添資料2の「別表環境安全トラブル連絡・公表ガイドライン」（以下「公表要領等」という。）を整備し、平成23年度に事業検討委員会に報告の上、現在も運用を継続している。

2. 解体撤去工事における事故・トラブル等についての事業部会等への速報を含めた報告ルールの策定

今後、全事業所が本格的な解体撤去工事に移行することから、改めて各事業部会等への速報を含めた報告ルールを定め、迅速かつ的確な情報共有を図り、必要な助言等を頂くことを通じて、解体撤去工事等を一層円滑に推進し、我が国の高濃度PCB処理の締めくくりを迎えることを図る（資料2-1別紙1）。